

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

令和8年3月
岩国市契約監理課

岩国市では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底等を図る観点から、公共工事設計労務単価について全職種平均で約7%引き上げることとし、令和8年3月から適用することとしました。

御承知のように、適正な労務費等の確保と行き渡りなどのため令和7年12月に全面施行された建設業法等改正法では、不当に低い請負代金等による契約締結の禁止や、入札金額の内訳書への労務費等の記載などが規定されました。

また、県においては、持続可能な建設産業の構築に向け、魅力発信等による将来の県内建設産業を担う若者・女性の確保・育成や、適正な賃金水準及び週休2日の確保等による建設産業の活性化支援に取り組んでいるところです。

岩国市としましては、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、それにより公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正な利潤が確保され、更なる賃金の引き上げにつながるという好循環が継続されることが重要であり、こうした処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるものと考えています。

ついては、引き続き下記事項への特段の配慮をいただくよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導